

## 最高裁提出資料（追加分）

## ○労働訴訟の終局事由別平均審理期間（本案）

資料1 労働関係民事通常訴訟事件 終局事由別平均審理期間（平成13年）－全国地裁－

## ○労働訴訟の終局事由別平均審理期間（仮処分）

資料2 労働関係仮処分事件 終局事由別平均審理期間（平成13年）－全国地裁－

## ○仮処分事件の決定内容等

資料3 労働関係仮処分事件 賃金仮払の始期（平成13年）－東京地裁及び大阪地裁－

資料4 労働関係仮処分事件 賃金仮払期間（平成13年）－東京地裁及び大阪地裁－

資料5 労働関係仮処分事件 賃金仮払申立額に対する認容額の割合（平成13年）  
－東京地裁及び大阪地裁－

## ○緊急命令の終局時期

資料6 緊急命令申立事件の終局時期（平成4年～13年）－東京地裁－

## ○労働専門部・集中部に所属する裁判官の判事・判事補の別、労働部経験の有無

資料7 労働関係事件専門部・集中部裁判官数内訳

## ○労働専門部・集中部に所属する裁判官の人数の10年間の推移

資料8 労働関係事件専門部・集中部の裁判官数（平成5年～14年）

## ○裁判官協議会の状況

資料9 労働事件担当裁判官協議会（平成元年～14年）

労働関係民事通常訴訟事件  
終局事由別平均審理期間  
(平成13年)－全国地裁－

終局事由	件数	平均審理期間(月)
判決	851	17.3
認容	217	8.0
一部認容	344	21.4
棄却	283	19.8
却下	6	6.4
その他	1	10.1
和解	929	9.7
取下げ	253	17.3
その他	61	3.2

判決



和解



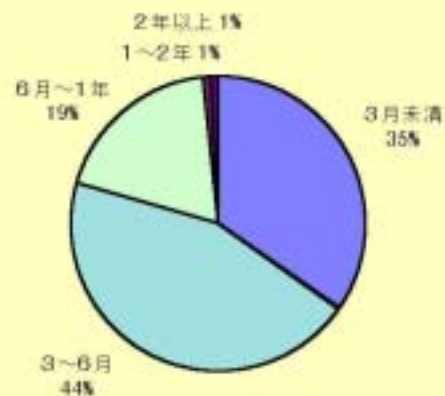
取下げ



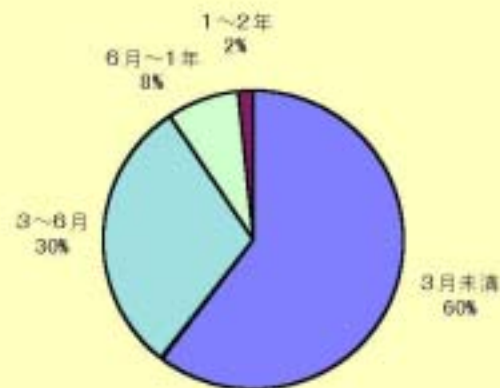
労働関係仮処分事件  
終局事由別平均審理期間  
(平成13年)－全国地裁－

終局事由	件数	平均審理期間(月)
決定	259	4.7
認容	17	2.8
一部認容	128	4.5
却下	114	5.3
和解	321	3.1
取下げ	121	3.2
その他	6	0.3

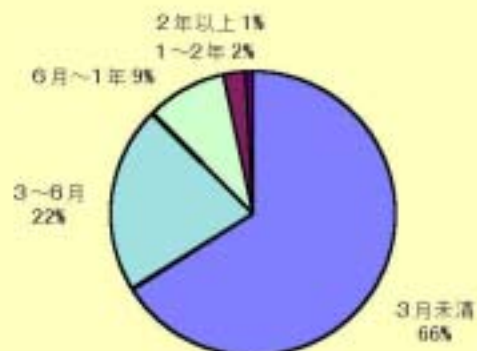
## 決定



## 和解



## 取下げ



労働関係仮処分事件  
賃金仮払の始期  
(平成13年)  
—東京地裁及び大阪地裁—

東京地裁



大阪地裁



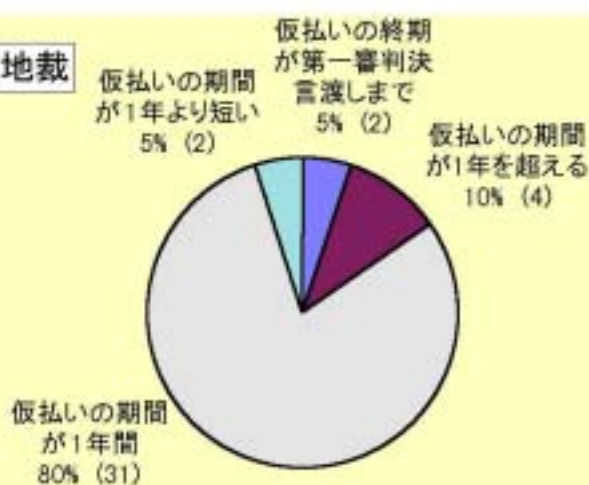
合計



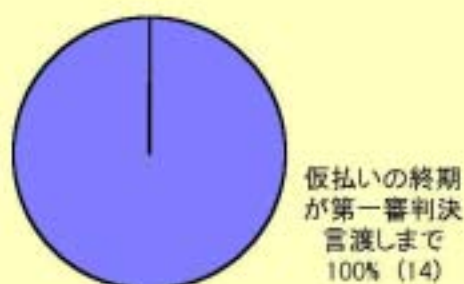
(注) 1 ( )内の数値は件数である。  
2 1事件で、複数の申立人がある場合には、申立人ごとに集計した。

労働関係仮処分事件  
賃金仮払期間  
(平成13年)  
—東京地裁及び大阪地裁—

## 東京地裁



## 大阪地裁



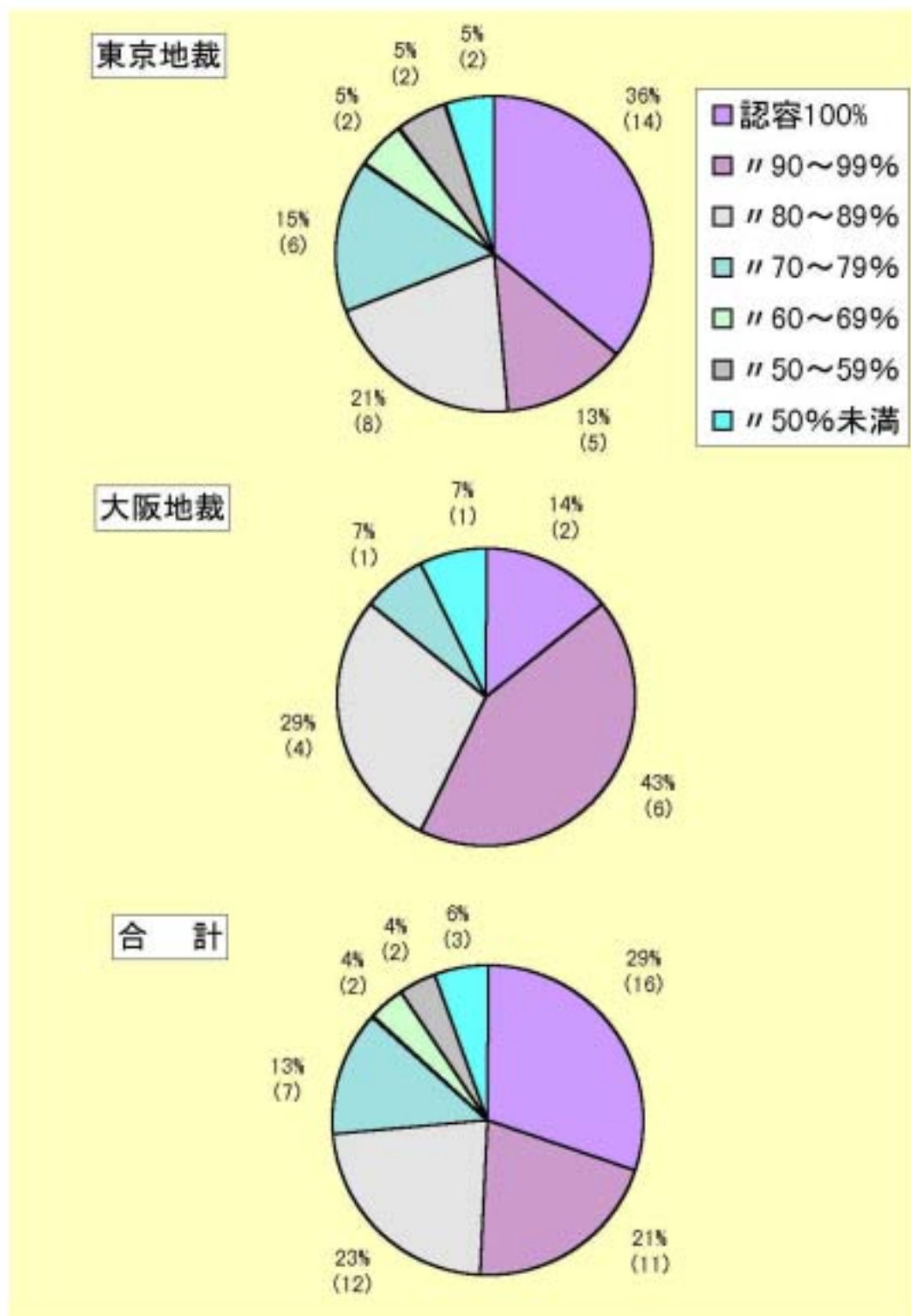
## 合計



(注)1 ( )内の数値は件数である。

2 1事件で、複数の申立人がいる場合には、申立人ごとに集計した。

労働関係仮処分事件  
賃金仮払申立額に対する認容額の割合  
(平成13年)  
—東京地裁及び大阪地裁—



(注)1 ( )内の数値は件数である。  
2 1事件で、複数の申立人がある場合には、申立人ごとに集計した。

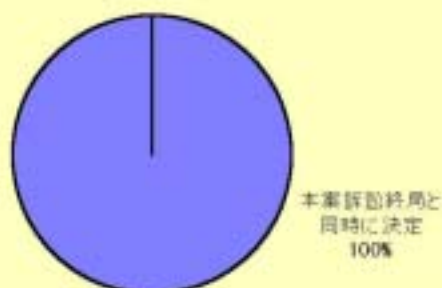
緊急命令申立事件の終局時期  
(平成4年～13年)－東京地裁－

緊急命令の 終局結果	総件数	うち本案訴訟終局	
		局と同時に決定 がなされた件数	局前に決定がな された件数
認容	14	6	8
却下	7	7	0
合計	21	13	8

認容



却下



合計



- (注) 1 本案訴訟終局には、判決言渡しのほか、和解成立及び取下げを含む。  
2 緊急命令の終局結果「認容」欄には、一部認容を含む。

労働関係事件専門部・集中部  
裁判官数内訳

庁名	裁判官数	うち判事・特例判事補		うち経験者数
		うち判事・特例判事補	うち未特例判事補	
東京地裁	13	11	2	2
横浜地裁	4	2	2	1
大阪地裁	4	3	1	1
京都地裁	3	2	1	0
神戸地裁	3	2	1	2
名古屋地裁	3	2	1	0
福岡地裁	5	3	2	0
合計	35	25	10	6

- (注) 1 平成14年4月現在の人数である。  
 2 経験者とは、過去にも労働関係事件専門部・集中部に配置された裁判官をいう。  
 3 専門部等の数は、東京地裁が3か部で、その他の庁は1か部である。



労働関係事件専門部・集中部の裁判官数（平成5年～14年）

	東京地裁	横浜地裁	大阪地裁	京都地裁	神戸地裁	名古屋地裁	福岡地裁	合計
平成5年	10 (2)	4	6	5	3 (1)	3	5	36
平成6年	9 (2)	4	5	5	4 (1)	4	5	36
平成7年	10 (2)	4	5	5	4 (1)	5	5	38
平成8年	10 (2)	4	6	6	4 (1)	4	5	39
平成9年	8 (2)	4	6	6	5 (1)	4	5	38
平成10年	8 (2)	4	5	6	7 (2)	4	5	39
平成11年	9 (2)	4	5	3	7 (2)	4	5	37
平成12年	10 (2)	4	4	3	6 (2)	4	4	35
平成13年	10 (2)	4	4	3	6 (2)	4	4	35
平成14年	13 (3)※	4	4	3	3 (1)	3	5	35

(注) 1 網掛け部分は専門部であり，その他は集中部である。

※ 東京地裁は，平成14年1月から，専門部2か部と集中部1か部の3か部態勢となった。

2 東京地裁及び神戸地裁の( )内は部の数を示したものである。その他の片は1か部である。

3 各年の4月現在の数である。

## 労働事件担当裁判官協議会（平成元年～14年）

### 1 最高裁判所主催

全国の裁判所から、高等裁判所判事及び地方裁判所部総括判事等合計35名程度が参集し、労働関係民事・行政事件の運営に関し考慮すべき事項について、裁判官同士が相互に自由な意見交換を行い、知識を深めることを目的とした協議会。

平成元年以降は、平成元年、4年、6年、8年、10年の秋に各実施された。

各庁から参加した協議員に、実務上生じた訴訟運営上の問題等で、他の協議員の執務の参考になると思われる問題を提出してもらい、自由に意見交換することによって、労働事件処理の専門性向上に役立てている。

### 2 高等裁判所主催

各高等裁判所が主催して（一部の高裁間では連合開催）、高等裁判所判事及び管内の地方裁判所の裁判官等合計10名ないし15名程度が参集し、労働関係民事・行政事件の処理に関し考慮すべき事項について、裁判官同士が相互に自由な意見交換を行い、知識を深めることを目的とした協議会。

各高裁（一部の高裁間では連合開催）において、概ね毎年行われている。

各庁から参加した協議員に、実務上生じた訴訟運営上の問題等で、他の協議員の執務の参考になると思われる問題を提出してもらい、自由に意見交換することによって、労働事件処理の専門性向上に役立てている。